

1. 固定資産の減損に係る会計基準 (H14.8.9)
H16.4.1 以降開始する事業年度より
2. 減損会計とは
収益性の低下により、投資額を回収する見込みが立たなくなった帳簿価額を一定条件のもとで回収可能性を反映させるように減額する会計 (有形・無形固定資産)
3. 新会計基準以前
固定資産の減損に関する処理基準→不明確 ※意見書二
 - 類似の会計 ※意見書三 1. 2.
 - ・ 固定資産の物理的な滅失による臨時損失
資産の物質的実体の滅失に伴う損失
⇒資産の回収可能性が損なわれたことを原因とする減損会計とは異なる
 - ・ 臨時償却
耐用年数等の見積修正や過年度減価償却の遡及修正処理 (減価償却)
⇒帳簿価額の回収可能性とは無関係に原価配分の考えの手続き
 - 時価会計との違い
 - ・ 減損会計
将来に損失を繰り越さないための簿価の臨時的な減額
⇒価値の変動によって利益を測ったり、決算日における B/S に表示することを目的とする時価会計とは異なる
4. 新基準が設定された理由
投資者に的確な情報を提供
国際的な会計基準との調和の観点
※意見書二

5. 基準のポイント（認識・測定のプロセス）

- 固定資産のグルーピング ※基準二・6・(1)
 独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位
 ↓
- 減損の兆候の判定 ※基準二・1
 ↓
- 減損損失の認識 ※基準二・2
 割引前将来キャッシュ・フロー < 帳簿価額
 ⇒ 減損損失を認識
 ↓
- 減損損失の測定 ※基準二・3、注1・1～4
 正味売却価値と使用価値のいずれか高い方
 正味売却価値：時価－処分費用見込額
 使用価値：使用による将来キャッシュ・フローの割引現在価値

※ 減損の戻入れ ※意見書四・3・(2)
 しない（事務的負担回避）

6. 減損の根拠

- 減損の兆候と認識の判断 ※意見書四・2・(2)・①
 ※金融商品や棚卸資産との異動点に注意
 投資額は使用のみでなく売却によっても可能 ※意見書四・2・(3)
 ※棚卸資産は販売によつてのみ

7. 投資不動産について ※意見書六

- 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（企業会計基準第20号）
 H20.11.28、改 H23.3.25

1. 資産除去債務に関する会計基準 (H20.3.31)
2. 資産除去債務に関する会計基準公表以前
22 項
国際的な会計基準のような資産除去債務の会計処理は行われてこなかった
31 項
 - ◇ 連続意見書第三：解体、撤去、処分等の費用は、残存価額に反映させる
⇒残存価額がマイナスとなるような処理は適用されなかった
 - ◇ 企業会計原則 注解 18：引当金への繰入
⇒判断規準や見積方法などが不明確で行われてこなかった
3. 設定の経緯
22 項
 - ◇ 有形固定資産の除去に関する将来の負担を F/S に反映することは投資情報に有用
 - ◇ IFRS とのコンバージェンスにおいて、検討項目として追加
4. 会計処理
 - ◇ 「資産除去債務」とは：3 項 (1)
 - ◇ 負債計上：4 項 ★
 - ◇ 算定：6 項
 - ◇ 資産計上と費用配分：7 項
 - ◇ 時の経過による調整：9 項 ※他の基準との関連 48 項
 ★概フ 第3章 5 項：負債の定義
5. 会計処理の考え方 (引当金処理 VS 資産負債の両建処理)
32 項 (引当金、両建処理の説明、相違点)
33 項 (引当金処理の根拠)
34 項 (両建処理の根拠、結論)
 - ◇ 引当金処理の場合には、有形固定資産の除去に必要な金額が B/S に計上されず、資産除去債務の負債計上が不十分 (相違点)
 - ◇ 除去費用が各期に費用配分されるという点において、資産負債の両建処理は引当金処理を包摂するといえる (共通点)
 - ◇ 国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資する

6. 除去費用の資産計上について

41 項

- ◇ 有形固定資産への投資について回収額を引き上げる、つまり投資について回収すべき金額を明示することができる
- ◇ 資産効率の観点からも有用な情報提供が可能

42 項

- ◇ 有形固定資産とは区別して把握する方法の説明
- ◇ ↑の批判（法律上の権利ではなく財産的価値もない、独立して収益に貢献しない）★

★概フ 第3章4項：資産の定義